

第一 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

I 概要

1 「福祉用具貸与」とは

要介護状態となった場合においても、その利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、心身の状況や希望・環境をふまえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い貸与することで、利用者の日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るものです。

2 「介護予防福祉用具貸与」とは

利用者が可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や希望・環境をふまえた適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することで利用者の生活機能の維持改善を図るものです。

II 種目

- ① **車いす**: 自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
- ② **車いす付属品**: クッション、電動補助装置等であつて、車いすと一体的に使用されるものに限る。
- ③ **特殊寝台**: サイドレールが取り付けであるもの又は取り付けることが可能なものであつて、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。
 - 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
 - 二 床板の高さが無段階に調整できる機能
- ④ **特殊寝台付属品**: マットレス、サイドレール等であつて、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
- ⑤ **床ずれ防止用具**: 次のいずれかに該当するものに限る。
 - 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
 - 二 水等によって減圧による体圧分散効果を持つ全身用のマット
- ⑥ **体位変換器**: 空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
- ⑦ **手すり**: 取付けに際し工事を伴わないものに限る。
- ⑧ **スロープ**: 段差解消のためのものであつて、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
- ⑨ **歩行器**: 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであつて、次のいずれかに該当するものに限る。
 - 一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
 - 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
- ⑩ **歩行補助つえ**: 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
- ⑪ **認知症老人徘徊感知機器**: 介護保険法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等(ベッドや布団等を離れた時も含む)、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの。
- ⑫ **移動用リフト**(つり具の部分を除く。): 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであつて、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く)。

- ⑬ **自動排泄処理装置**(交換可能部品を除く):尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

※ 補足

- ②車いす付属品にいう、「一体的に使用されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品のことです。
- ④特殊寝台付属品にいう、「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品のことです。

※ 複合的機能を有する福祉用具について(貸与・販売)

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

Ⅲ 取扱い方針

介護支援専門員等は、居宅(介護予防)サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、

- ・当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載しなければならない。
- ・必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続してその福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を当該計画に記載しなければならない。

1 福祉用具貸与

福祉用具専門相談員は、居宅サービス計画にもとづき次のとおり提供します。

- ・利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- ・常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与します。
- ・事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

〔具体的取扱い方針〕

- (1) 提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具の適切な選定、使用のための相談に専門的知識に基づき応じ、目録等の文書で福祉用具の機能・使用方法・利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与について同意を得ます。
- (2) 福祉用具の機能・安全性・衛生状態等に関して点検を行います。
- (3) 利用者の身体の状態等に応じて調整を行うとともに、使用方法・留意事項・故障時の対応等を記載した文書(取扱説明書)を交付して十分に説明し、必要に応じて、実際に使用させながら指導します。
- (4) 利用者からの要請に応じて、使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導や修理等を行います。
- (5) 福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置をサービス担当者会議を通じて行います。また、利用中も必要に応じて随時、その必要性が現在の状況及び環境等に照らして、妥当なものかどうかの助言・情報提供等をサービス担当者会議等を通じて行います。

2 介護予防福祉用具貸与

福祉用具専門相談員は、介護予防サービス計画書にもとづき次のとおり提供します。

- ・利用者の介護予防に資するように目標を設定し、計画的に行います。
- ・事業者は自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ・利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とすることを常に意識してサービスの提供に当たります。
- ・利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めます。

〔具体的取扱い方針〕

- (1) 利用者の心身の状況、希望及び環境等日常生活全般の状況を的確に把握し、福祉用具が適切に選定・使用されるように、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係わる同意を得ます。

- (2) 介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行います。
- (3) 利用者・家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明します。
- (4) 福祉用具の機能・安全性・衛生状態等に関して点検を行います。
- (5) 利用者の身体の状態等に応じて調整を行うとともに、使用方法・留意事項・故障時の対応等を記載した文書(取扱説明書)を交付して説明し、必要に応じて実際に使用させながら指導します。
- (6) 利用者からの要請に応じて、使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導や修理を行います。

IV 福祉用具貸与計画の作成

- (1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望と環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。特定福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成します。
- (2) 既に居宅(介護予防)サービス計画が作成されている場合は、当該サービス計画の内容に沿って作成します。
- (3) 福祉用具貸与計画の内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ます。
- (4) 作成した福祉用具貸与計画は、利用者に交付します。
- (5) 計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて福祉用具貸与計画の変更を行います。
- (6) 計画を変更した場合には、(1)から(4)までの手続きを再度行います。

注:介護予防福祉用具貸与のみの規定

計画に定める計画期間が終了するまでに、実施状況の把握(モニタリング)を必要に応じて(少なくとも1回を目安に)行い、その結果を記録し、指定介護予防支援事業者に報告しなければなりません。
→計画に貸与を行う期間を明記。

○福祉用具貸与計画は、5年間保存しなければなりません。

○様式は、各事業所で定めるもので差し支えありませんが、最低限次の事項の記載が必要です。一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が提案する「ふくせん 福祉用具サービス計画書」等を適宜参考としてください。

<必ず記載しなければならない事項>

- ・利用者の基本情報(氏名、年齢、性別、要介護度等)
- ・福祉用具が必要な理由
- ・福祉用具の利用目標
- ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等)

※厚生労働省平成24年3月16日事務連絡「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)」

軽度者への福祉用具貸与の例外給付の取扱いと手続き

要支援1・2、要介護1（＊[7]については、要支援1・2、要介護1～3）の人に対する福祉用具貸与費については、自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から見て使用が想定しにくい下記の種目については、原則として保険給付できません。

【対象となる福祉用具貸与の種目】

- [1] 車いす及び車いす付属品
- [2] 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- [3] 床ずれ防止用具
- [4] 体位変換器
- [5] 認知症老人徘徊感知機器
- [6] 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- [7] 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

ただし、種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人については、保険給付の対象として例外的に福祉用具貸与が行われます。

※ 種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人・・・厚生労働大臣が定める状態像（厚生労働省第94号告示第31号のイ）に該当する者（具体的にはP7・8の【表1】の「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する者を指します。）

対象となる福祉用具貸与の例外給付が必要な場合には、次ページの簡易フローチャートに沿って手続きを行ってください。

軽度者の例外給付に関する具体的取扱い方法

軽度者の福祉用具貸与 簡易フローチャート

① 直近の認定調査票で「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する。

Yes

P7 ①参照
確認依頼書の
提出不要

No

② ・貸与種目が「車いす・車いす付属品」で、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当する。
・貸与種目が「移動用リフト(段差解消機)」で、「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当する。

Yes

P8 ②参照
確認依頼書の
提出不要

No

③ 上記①、②には該当しないが、以下の(1)、(2)の要件を満たす。
(1) 医師の医学的な所見に基づき、次の i) から iii) までのいずれかに該当すると判断されている。
i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当することが確実に見込まれる者
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者
(2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

No

例外給付は認められない

Yes

P9 ③:①②以外で厚生労働大臣が定める者のイに該当する場合参照。

軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書の提出により、前橋市が貸与の可否を判断します。(=「軽度者の福祉用具貸与に関する確認書(通知)」により確認結果を通知します。)

①: 基本調査の結果から、例外給付が可能な場合

*** 前橋市に確認依頼書を提出する必要はありません。**

直近の認定調査票の基本調査の結果が、「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する場合（下記の表1を参考にしてください）は、例外給付を受けることができます。

【表1】

対象種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1—7 「3. できない」 —
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1—4 「3. できない」 基本調査 1—3 「3. できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1—3 「3. できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3—1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3—2～基本調査 3—7 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査 3—8～基本調査 4—15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2—2 「4. 全介助」以外
移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者（昇降座椅子はここで判断） (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1—8 「3. できない」 基本調査 2—1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —

自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2—6 「4.全介助」 基本調査 2—1 「4.全介助」
----------	--	--

直近の基本調査結果を居宅サービス計画書(又は介護予防サービス支援計画書。以下「計画書」という。)と併せて保管してください。

また、福祉用具貸与を開始する前に開催するサービス担当者会議において、利用者の同意を得たうえで、認定調査を実施した日及び例外給付となる基本調査の結果を関係者に伝達するとともに、担当のケアマネジャー(又は地域包括支援センター職員)は、サービス担当者会議録(予防給付にあつては支援経過記録)にその内容を記載し、指定(介護予防)福祉用具貸与事業者に提供してください。

(提供する理由)

指定(介護予防)福祉用具貸与事業者は、例外給付を算定する場合には、認定調査票について必要な部分の内容が確認できる文書入手し、サービス記録と併せて保存しなければなりません。しかし、前橋市では、情報提供を本人・親族・計画作成者のみに対して行っているため、認定調査票の写しをその他の人に提供することができないためです。

②:該当する基本調査結果がない場合

* 前橋市に確認依頼書を提出する必要はありません。

以下の場合については、認定調査票の基本調査の結果では要否が判断できません。

▶貸与種目が「車いす・車いす付属品」で、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当する場合

▶貸与種目が「移動用リフト(段差解消機)」で、「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当する場合

この場合については、

- ・ 主治医から得た情報
- ・ 福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメント

により、例外給付の必要性を担当のケアマネジャー(又は地域包括支援センター職員)が判断します。判断した根拠がわかるように書類を整備した上で、計画書と併せて保存してください。

なお、電動車いすを利用する場合、日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者の考え方については以下の内容も参考にしてください。

- ・ 車いす(電動車いす)の利用により、買い物や通院などを利用者自身で行う事ができるようになり、その行為に対して訪問介護(外出介助)の利用が不要となる(減る)こと。
- ・ 車いす(電動車いす)が、単なる気分転換や閉じこもり防止の目的ではなく、利用者自身の日常生活を営む目的で利用されること。

③:①②以外で厚生労働大臣が定める者のイに該当する場合

*前橋市に「軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書」(以下「確認依頼書」という。)を提出してください。

○対象となる条件

(1)医師の医学的な所見に基づき、次の i)から iii)までのいずれかに該当すると判断されている。

【表2】

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者 (例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当することが確実に見込まれる者 (例:がん末期の急速な状態悪化)
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者 (例:ぜんそく発作等による呼吸不全,心疾患による心不全,嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

(2)サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

(3) (1)、(2)のいずれも満たしていることを前橋市が確認し、福祉用具貸与の要否を判断する。

○確認依頼書の提出について

- ・ 担当のケアマネジャー(又は地域包括支援センター職員)が提出してください。
- ・ 提出先は、前橋市役所介護保険課給付適正化係(以下「給付適正化係」という)です。お預かり後、確認結果を「軽度者の福祉用具貸与に関する確認書」により担当のケアマネジャー(又は地域包括支援センター職員)あてに通知します。
- ・ 原則、福祉用具貸与を開始する前に提出してください。ただし、末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合等、やむを得ず確認依頼書の提出が間に合わない場合には、事前に給付適正化係にご連絡ください。
- ・ 確認依頼書の提出は、原則認定有効期間ごとに必要になります。更新・区分変更申請により新たに認定結果が出て、引き続き例外給付が必要な場合には、改めて確認依頼書(必要書類を添付のうえ)を提出してください。
- ・ 更新申請による再提出の場合には、現在の認定有効期間が終了する前に提出してください。
- ・ 区分変更申請の場合にはP15 Q&A の Q4 をご参照ください。
- ・ 新規申請中で認定結果が出る前に、暫定利用で貸与する場合であって、軽度者に該当する可能性がある場合には、貸与開始前に確認依頼書を提出してください。
- ・ 貸与種目を追加・変更する場合は、追加・変更する種目について新たに確認依頼書を提出してください。ただし、特殊寝台について既に前橋市の確認をとっており、その後に特

殊寝台付属品を追加する場合には、確認依頼書の提出は不要です。

- ・ 本来確認依頼書の提出が必要にも関わらず、提出がないまま軽度者の福祉用具貸与が算定されている場合は、給付費を返還していただくことになりますので、十分ご注意ください。

○確認における必要書類

- (1) 軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書
- (2) 居宅サービス計画書(第1～3表)又は介護予防サービス・支援計画書の写し(利用者の同意の署名・同意日が入っているもの、該当福祉用具の利用が盛り込まれているもの)
※利用者の同意日がサービス利用開始前になっていること。
- (3) サービス担当者会議の要点の写し(介護予防支援の場合は、サービス担当者会議の要点が記入された介護予防支援経過記録の写しで可)
- (4) 医師の医学的な所見の分かる書類の写し

※医師の医学的な所見について

- ・ 主治医への意見聴取のほか、主治医意見書や医師の診断書による確認でも差し支えありませんが、単に疾患名のみや「〇〇が必要」という記載のみでは福祉用具貸与の必要性が確認できません。医師の医学的な所見では次の項目が判断できる記載が必要です。

☆ 疾患名

☆ 疾患によって引き起こされている症状

→それにより、P7・8【表1】の「厚生労働大臣が定める者のイ」のいずれに該当するか

☆ P9【表2】のいずれの状態像に該当するか

☆ 必要となる福祉用具

P11の別表も参考にしてください。

重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって起き上がりが困難な状態になるため、【表2】の i) に該当する。よって特殊寝台が必要である。

- ・ 医学的な所見の入手方法については、書面によるもののほか、面接や電話等で医師から聴取した内容を記録する方法でも差し支えありません。いつ・誰から・どのような方法によって聴取したのかを明確にし、サービス担当者会議の要点等に記載してください。

○例外給付の対象期間について

(開始日) 確認依頼書の受付日以降で貸与が必要な日から。

※ただし、貸与開始前に確認依頼書を提出することが難しいやむを得ない事情がある場合には、貸与開始前に給付適正化係にご連絡ください。書類の提出し忘れなど、やむを得ない事情と判断できない場合は、受付日より前の貸与については給付対象となりませんのでご注意ください。

(終了日) 例外給付が必要とされる日まで。(最長で当該要介護認定又は要支援認定の有効期間が満了する日まで)

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者			
事例 1	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象 (ON・OFF 現象) が頻度におき、日によって、福祉用具が必要な状態となる。	想定される福祉用具	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト※
事例 2	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、福祉用具が必要な状態となる。		・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト※
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当することが確実に見込まれる者			
事例 1	末期がんで、認定調査時是何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で福祉用具が必要となる。	福祉用具 想定される	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト※
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者			
事例 1	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。	想定される福祉用具	・特殊寝台
事例 2	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。		・特殊寝台
事例 3	重度の逆流性食道炎 (嚥下障害) で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。		・特殊寝台
事例 4	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。		・床ずれ防止用具 ・体位変換器
事例 5	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。		・移動用リフト※

＊この表は平成 19 年 3 月 14 日厚生労働省「地域包括支援センター介護予防事業担当者会議資料」を参考にしています。上記事例以外の状態であっても、福祉用具が必要な状態にあると判断される場合があります。

＊「移動用リフト」の使用目的が「生活環境において段差の解消が必要」である場合の「段差解消機」については確認依頼書の提出は必要ありません。

軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付における留意事項

- 1 軽度者への貸与はあくまで原則保険給付対象外であることに注意してください。

福祉用具貸与が「特に」必要と認められる場合にのみ貸与が可能です。

医師の医学的な所見に基づき例外給付を行う場合、「軽度者への福祉用具貸与の例外給付の取扱いと手続き」P11の別表が例外給付として想定される事例になりますので、基本的にはこれらに相当する事由がないと例外給付は認められません。

特に多く見られるのが、昇降座椅子の貸与確認で、「疾病などに起因せず、単に立ち上がりが困難なため、転倒による骨折防止目的で貸与が必要」といった確認依頼が見受けられますが、医学的な所見を根拠とする以上は、加齢により通常誰にでも起こり得る事象は事由になりません。

- 2 例外給付を行う際には、担当のケアマネジャー（又は地域包括支援センター職員）が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行う必要があります。

一度便利さを知ってしまうと、なかなか元の生活には戻れません。「便利・楽」で安易に福祉用具を導入すると、かえって自立阻害につながる場合があります。

アセスメント・担当者会議を行うにあたっては、以下の項目に留意してください。

- ① その福祉用具が日常生活を送るのに必要不可欠か。
- ② 使用頻度が著しく少くないか。（月に2～3回等）
- ③ 他の福祉用具・道具・手段で代替できないか。
- ④ 生活環境の見直しにより課題が解決できないか。
- ⑤ 自分で操作を必要とする場合（独居で他に操作する者がいない場合、電動車いす・電動カートを使用する場合等）、正しい使用法で安全に使用することができるか。

用具ごとの特に検討を要する事項

[車いす]

- ・ 単なる気分転換や閉じこもり防止になっていないか。→上記①

[移動用リフト(段差解消機)]

- ・ 住宅改修における段差解消工事や手すり取付け工事等により解決できるか。

→上記③

[特殊寝台]

- ・ 通常のベッドの横に置き型手すりを置くことによって起き上がりができるか。→上記③

[昇降座椅子]

- ・ 市販の座椅子（座面が高いものも最近ホームセンター等で販売されています。）と置き型手すりで立ち上がりができるか。→上記③
- ・ 現在が畳の生活の場合、テーブルと椅子の生活に変更できるか。昇降座椅子貸与確

認で多いのがこたつの利用希望ですが、椅子式のこたつも市販されています。
→上記④

例外給付を行うにあたって開催した担当者会議の要点（介護予防支援の場合は、介護予防支援経過記録）には、上記の項目について検討した結果、福祉用具の貸与が特に必要と判断した経緯・理由がわかるよう記録をしてください。

- 3 福祉用具貸与実施後は、担当のケアマネジャー（又は地域包括支援センター職員）がモニタリング等の手段によって、必ずその必要性を見直し、その結果を記録してください。見直しの頻度は、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）とします。

見直しの結果、引続き貸与が必要と判断された場合には、市が確認した貸与対象期間中であれば再度の確認依頼書の提出は不要です。

逆に見直しの結果、福祉用具が特に必要と認められなくなった場合には、市が確認した貸与対象期間中であっても、用具の返却または自費への切り替えを行ってください。

軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書

(宛先) 前橋市長 (介護保険課)

次の被保険者に対する福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与について、医師の医学的所見に基づき、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、対象外種目の貸与が特に必要であると判断したので、確認をお願いします。

計画する者担当	事業所名	〒
	事業所の所在地	
	電話番号	
	計画作成者氏名	

被保険者情報	被保険者氏名			被保険者番号		
	要介護度	要支援_____・要介護_____・申請中		生年月日	大正・昭和 年 月 日	
		申請中の場合 新規・変更 申請日(月 日)		現時点での区分変更申請予定の有無		有・無
	認定有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日				

以下の項目については医師の医学的な所見を基に記入し、その判断の根拠となった書類(写)を添付してください。

貸与が必要となる福祉用具及び該当する状態像	☐ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	☐ 日常的に起き上がりが困難な者		
	☐ 床ずれ防止用具	☐ 日常的に寝返りが困難な者		
	☐ 体位変換器	☐ 日常的に寝返りが困難な者		
	☐ 認知症老人徘徊感知機器	☐ 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障があり、かつ移動において全介助を必要としない者		
	☐ 移動用リフト(床走行式・固定式)	☐ 日常的に立ち上がりが困難な者		
	☐ 移動用リフト(昇降座椅子)	☐ 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者(昇降座椅子はここで判断)		
	☐ 自動排泄処理装置	☐ 排便及び移乗が全介助を必要とする者		
利用者の状態像	☐ i) 疾病その他の原因により、状態像が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に <u>上記の状態像</u> に該当する者(例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)			
	☐ ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに <u>上記の状態像</u> に該当することが確実に見込まれる者(例:がん末期の急速な状態悪化)			
	☐ iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から <u>上記の状態像</u> に該当すると判断できる者(例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)			
医学的所見の詳細方法	確認方法	☐ 主治医意見書 ☐ 医師の診断書 ☐ 診療情報提供書 ☐ サービス担当者会議に出席 ☐ 電話(FAX)で聞き取り ☐ 受診時に聞き取り ☐ その他()		
	所見確認日	年 月 日		
	医療機関名		医師名	
	疾病名等			
	上記疾病を原因とした心身の状況等または身体への重大な危険性・重篤化の回避等医学的判断			

貸与開始(予定)日	年 月 日
-----------	-------

添付書類	☐ 居宅サービス計画書(第1～3表)又は介護予防サービス・支援計画書の写し ☐ サービス担当者会議の要点の写し(介護予防支援の場合は、介護予防支援経過記録の写しで可) ☐ 医師の医学的な所見の確認できる書類の写し (疾病名、症状等、必要な福祉用具、利用者の状態像が記載されていること)※ ※サービス担当者会議の要点等に詳細な記載のある場合には省略可	受付印
------	---	-----

記入例

軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書

(宛先) 前橋市長 (介護保険課)

次の被保険者に対する福祉用具貸与又サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、対象が種目の貸与が特に必要であると判断したため、確認をお願いします。

原則、福祉用具貸与を開始する前に提出してください。

やむを得ない事情(末期がん患者の急な退院等)により、確認依頼書

計画する者を担当	事業所名	*****事業所
	事業所の所在地	〒*****
	電話番号	*****-*****
	計画作成者氏名	*****

被保険者	被保険者氏名			被保険者番号	*****		
	要介護	要支援	要介護 1	申請中	生年月日	大正・昭和	年 月 日
	申請中の場合	新規	変更	申請日(月 日)	現時点での区分変更申請予定の有無	有 ・ 無	
車いす及び車いす付属品、移動用リフト(段差解消機)の貸与の場合					R*年	*月	*日

以下の項目については医師の医学的な所見を基に記入し、その判断の根拠となった書類(写)を添付してください。

貸与が必要となる福祉用具及び該当する状態像	☒ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	☒ 日常的に起き上がりが困難な者
	☐ 床ずれ防止用具	☐ 日常的に起き上がりが困難な者
	☐ 体位変換器	☐ 意思があり、かつ移動において全介助を必要としない者
	☐ 認知症老人徘徊感知機器	☐ 意思があり、かつ移動において全介助を必要とする者(昇降座椅子はここで判断)
	☐ 移動用リフト(床走行式・固定式)	☐ 日常的に立ち上がりが困難な者
利用者の状態像	☒ i) 疾病その他の原因により、状態像が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に上記の状態像に該当する者(例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)	医師の医学的な所見に基づいて、種目ごとに、該当する状態像を記載してください。 (認定調査票の基本調査の結果を記載するも)
	☐ ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに上記の状態像に該当することが確実に見込まれる者(例:がん末期の急速な状態悪化)	
	☐ iii) 医師の医学的な所見に基づいて、i)からiii)までのいずれかに該当する者	
医学的所見の詳細方法	確認方法	☐ 主治医意見書 ☐ 医師の診断書 ☒ 診療情報提供書 ☐ サービス担当者会議に出席 ☐ 電話(FAX)で聞き取り ☐ 受診時に聞き取り ☐ その他()
	所見確認日	R〇 年 〇 月 〇 日
	医療機関名	〇〇病院
	疾病名等	パーキンソン病
	上記疾病を原因とした心身の状況等または身体への重大な危険性・重篤化の回避等医学的判断 パーキンソン病で内服加療中であるが、急激な症状の軽快・増悪が1日の中でも頻繁に起こり、起き上がり困難な状態が日に数回みられる。	

当該福祉用具が必要な理由として、医師から確認した医学的所見を、

貸与開始(予定)日 R〇 年 〇 月 〇 日

添付書類	☐ 居宅サービス計画書(第1～3表)又は介護予防サービス・支援計画書の写し
	☐ サービス担当者会議の要点の写し(介護予防支援の場合は、介護予防支援経過記録の写しで可)
	☐ 医師の医学的な所見の確認できる書類の写し
	(疾病名、症状等、必要な福祉用具、利用者の状態像が記載されていること)※ ※サービス担当者会議の要点等に詳細な記載のある場合には省略可

受付印

軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付に関するQ&A

Q1 確認依頼書はいつまでに提出したらよいのですか。

A1 原則として貸与開始前に提出してください。ただし、末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合等、貸与開始前に提出することが難しいやむを得ない事情がある場合には、貸与開始前に給付適正化係にご連絡ください。

書類の提出し忘れなど、やむを得ない事情と判断できない場合は、受付日より前の貸与については給付対象となりませんのでご注意ください。

Q2 一度手続きをすれば、ずっと貸与を受けることができますか。

A2 確認の有効期間の終了日は、認定有効期間を基準としています。認定が変わるたびに改めて手続きが必要ですので、再手続きをしないまま貸与を受けることは出来ません。

現在の認定有効期間が終了する前に確認依頼書を提出してください。なお、利用者の状態に変化がない場合であっても、医師の所見等の必要書類も再度添付してください。

なお、更新申請により確認依頼書を再提出する場合であって、現在の認定有効期間が終了するまでに更新申請の認定結果が出ない場合であっても、現在の認定有効期間終了までに確認依頼書を提出する必要があります。医師の所見を入手、サービス担当者会議を開催し、暫定ケアプランにより確認依頼を行ってください。

Q3 要介護2を見込んで、暫定で特殊寝台の利用を開始する予定ですが、要介護1が出る可能性もある場合には、どうしたらいいですか。

A3 Q1と同様、貸与開始前に確認依頼書を提出してください。見込み違いにより一連の手続きをおこなっていない場合についても、原則は受付日より前の貸与については給付対象となりませんのでご注意ください。

Q4 状態の悪化により、要支援1から区分変更申請をしようと思います。現在市役所に確認してもらって特殊寝台を利用していますが、区分変更申請をするにあたり、例外給付の手続きはどのようにしたらよいですか。

A4 現在、手続きにより例外給付が確認されていること、また状態の悪化により区分変更申請をするということにより、認定結果が出るまでの間については新たに手続きをする必要はありません。

認定結果により引き続き例外給付となる場合には、速やかに一連の手続きをしてください。その際、今回の区分変更申請前に受けた例外給付の確認通知の写しを添付してください。書類の添付により、新しい認定期間の開始日まで遡って例外給付の対象とします。

ただし、区分変更申請が却下になった場合には、区分変更申請前に受けた例外給付の確認通知が引き続き有効となりますので、確認依頼書の提出は不要です。

Q5 主治医意見書を記入した医師と、福祉用具が必要な状態(疾患)を診察している医師が違います。どうしたらよいのですか。

A5 福祉用具を必要としている状態を判断できる医師の意見であれば主治医意見書を記入した医師でなくてもかまいません。状況に応じて判断してください。

Q6 医師から必要な情報を得られません。どうしたらよいですか。

A6 例外給付が特に必要であると判断されるには、医師の医学的な所見が不可欠であるため、情報の不足があった場合には例外給付の対象となりません。

Q7 医師の所見が貸与開始前までに入手できません。どうしたらよいですか。

A7 医師の所見は必ずしも書面による必要はありません。書面でのやりとりに時間がかかる場合には、電話等で医師から聴取した内容を記録する方法でも差支えありませんので、何らかの方法で貸与開始前に所見を入手するようにしてください。ただし、貸与を急がなければならない(緊急性がある)場合や、電話や面接等による聴取もできない場合には、給付適正化係にご相談ください。

Q8 移動用リフトの考え方について教えてください

A8 「段差の解消が必要と認められるもの」として該当するのは、「段差解消機」及び「階段移動用リフト(床走行式)」のみです。車いすを必要としている利用者が、段差を移動するときにスロープ等では対応できない場合などに利用します。

「昇降座椅子」については、基本調査の「移乗」で判断します。その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要があり、「畳からポータブルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためです。

(平成19年3月30日 厚生労働省老健局通知 老振発第0330001号 老老発第0330003号 福祉用具貸与に関するQ&Aより)

Q9 自動排泄処理装置について教えてください。

A9 平成24年3月31日までは「特殊尿器」として福祉用具購入対象でしたが、平成24年4月改正以降は、「自動排泄処理装置」として本体部分が貸与対象、交換可能部品については購入対象に変更されました。

自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)の貸与に関しては、原則として要介護4または要介護5の者のみ対象です。したがって、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)については、要介護3以下の場合、軽度者の例外給付としての取り扱いが必要です。

<令和7年度追記>

Q10 医師の医学的所見の確認は、サービス担当者会議の後になってもよいですか。

A10 医師の医学的な所見の確認は、必ずサービス担当者会議開催前に行ってください。例外給付が特に必要であると判断されるには、医師の医学的な所見が不可欠です。

福祉用具貸与の例外給付について、医師の医学的な所見を確認した上で、サービス担当者会議等により利用者の状態と福祉用具の必要性について十分に検討してください。ただし、医師がサービス担当者会議に出席し、その場で医学的な所見を確認する場合は除きます。

Q11 確認依頼書「医学的所見の確認方法及び所見の詳細」欄は、医師や医療機関が直接記載する必要がありますか。

A11 医師や医療機関が直接記載する必要はありません。医師から得た医学的所見を、担当のケアマネジャー(又は地域包括支援センター職員)が記載してください。

Q12 医師の医学的所見について、聴取べき項目を教えてください。

A12 疾患名や福祉用具が必要という記載若しくは聴取のみでは例外給付の必要性は確認できません。①疾患名、②疾患によって引き起こされている症状、③必要となる福祉用具の品目、以上3点が明確であり、それによって例外給付を認める要件が判断されている必要があります。医学的な所見の確認方法については、必ずしも文書である必要はありません。面接や電話で聴取した際は、いつ・誰から・どのような方法で聴取したのかを明記し、サービス担当者会議の要点等に記載してください。

Q13 担当の介護支援専門員が変更になりました。新たに担当となる介護支援専門員名で確認依頼書を提出する必要がありますか。

A13 確認の有効期間の終了日は、認定有効期間を基準としています。確認書における給付対象期間内であれば、介護支援専門員変更による改めでの確認依頼書の提出は不要です。ただし、前担当が取得した確認書の原本若しくは写しを保管してください。前担当が取得した確認書が確認できない場合は、改めて確認依頼書を提出する必要があります。

I 介護サービスQ&A 【「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A 厚生労働省】より一部抜粋

項目	質問	回答
1082 付属品のみの貸与	介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。	既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について保険給付を受けることは可能である。
1083 体位変換器	福祉用具貸与の対象となる体位変換器について、「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とあるが、これは、体位の保持にも用いることができ、かつ、身体の下に挿入することが容易にできるような工夫を施す等により、体位の変換が容易にできるようにするものを排除するものではないと解してよいか。	当該ただし書きは、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものを除外する趣旨である。従って、使用法によっては体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、対象となる。
1084 利用者の状態悪化	利用者が、あきらかに直近の認定調査時点から状態が悪化しているような場合には、ケアマネ(地域包括支援センター)及び保険者が必要と認めた場合には、支給することは可能か。	一般的には、直近の認定調査結果が実態と乖離していることはあり得ないが、仮に、直近の認定調査時点から著しく状態が悪化しており、長期的に固定化することが見込まれる場合は、要介護度自体にも影響があることが想定されることから、要介護度の区分変更申請が必要と思われる。
1086 福祉用具サービス計画	福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か。	指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載」することとしている。 これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。 ・ 利用者の基本情報(氏名、年齢、性別、要介護度等) ・ 福祉用具が必要な理由 ・ 福祉用具の利用目標 ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由 ・ その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等)
1089 福祉用具貸与	月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について	福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、歴月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合には、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規定に記載する必要がある。 なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。
1090 付属品を追加して貸与する場合	車椅子やベッドを借りた後、身体の状態の変化等により必要がある場合には、付属品のみを追加して貸与を受けることも可能か。	平成12年1月31日老企第34号通知の付属品の説明に記載されているとおり、既に利用者が車椅子や特殊寝台を介護保険の給付として貸与されている場合、後から追加的に貸与される場合も算定できる。
1091 福祉用具専門相談員の資格要件について	平成27年4月から福祉用具専門相談員の要件が見直されることに伴う経過措置について、 ① 人員基準についても経過措置期間中は養成研修修了者の配置により満たされるということでしょうか。 ② 経過措置の適用は既に福祉用具専門相談員として従事している者のみ対象となるのか。	① 経過措置が適用される者についても、経過措置期間中は指定基準の福祉用具専門相談員の員数として計上が可能である。 ② 本令施行の際(平成27年4月1日)、現に養成研修修了者に該当していれば経過措置期間中において、福祉用具専門相談員として従事することが可能である。
1092 複数の福祉用具を貸与する場合の運用について	運営規程自体に額を記載せず、目録のとおりとされている場合は、どのような届出を提出させるのか。	指定福祉用具貸与事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合、必要に応じて運営規定に「その額の設定の方式」を定め、提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については、運営規定に目録に記載されている旨が記載されていれば目録を提出することになる。
1093 指定基準の解釈通知(福祉用具貸与3運営に関する基準(1)利用料の受領 ^①)	「利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減」とは特典(景品)供与・無償サービス等が該当するのか。	指定基準において指定福祉用具貸与事業者は利用者から利用料の一部として自己負担額の支払いを受けることとされている。本通知では、受領した自己負担額の一部又は全部について、財産上の利益に替えて利用者負担を軽減することは、自己負担を受領していることとはならないこととしたものである。従って、特典(景品)供与・無償サービス等は社会通念上許容される範囲で行われるべきものであり、保険者により個別に判断いただきたい。

第二 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

I 概要

1 「特定福祉用具販売」とは

利用者が可能な限りその居宅で、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、利用者の心身の状況、希望と環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るものです。

2 「特定介護予防福祉用具販売」とは

利用者が可能な限りその居宅で、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望と環境をふまえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものです。

II 特定(介護予防)福祉用具の種目

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するもの。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変えるもの。
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能があるもの。
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室で利用可能できるもの)。但し、設置に要する費用については保険給付の対象になりません。

2 自動排泄処理装置の交換可能部品

レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

3 排泄予測支援機器

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。

※専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

4 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するもの。

- ① 入浴用椅子 ② 浴槽用手すり ③ 浴槽内椅子
- ④ 入浴台(浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの)
- ⑤ 浴室内すのこ ⑥ 浴槽内すのこ ⑦ 入浴用介助ベルト

5 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。

6 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。

【令和6年4月から変更】

今まで福祉用具貸与の対象であった用具のうち、以下の種目の用具は利用方法（借りる、または購入する）を選択できることになりました。利用する際には、福祉用具専門相談員やケアマネージャーの意見を聞いたうえで検討してください。

7 スロープ

貸与告示第8項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

8 歩行器(歩行車を除く)

貸与告示第9項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

9 単点杖(松葉杖を除く)、多点杖

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチおよび多点杖に限る。

Ⅲ 取扱い方針

福祉用具専門相談員が、居宅（介護予防）サービス計画に基づき次のとおり提供します。

1 特定福祉用具販売

- ・利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- ・常に清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売します。
- ・事業者は、自らその提供する指定特定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

〔具体的取扱方針〕

- (1) 特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具の適切な選定・使用のための相談に専門的知識に基づき応じ、目録等の文書で機能・使用方法・販売費用等について説明して、個別の販売について同意を得ます。
- (2) 特定福祉用具の機能・安全性・衛生状態等に関して点検を行います。
- (3) 利用者の身体の状態等に応じて調整を行うとともに、使用方法・留意事項等を記載した文書を交付して十分に説明し、必要に応じて、実際に使用させながら指導します。
- (4) 居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載されるようにします。

2 特定介護予防福祉用具販売

- ・利用者の介護予防に資するように目標を設定し、計画的に行います。
- ・事業者は自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ・利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とすることを常に意識してサービスの提供に当たります。
- ・利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めます。

〔具体的取扱方針〕

- (1) 利用者の心身の状況、希望と環境をふまえ、特定福祉用具の適切な選定・使用のための相談に専門的知識にもとづき応じ、目録等の文書で機能・使用方法・販売費用等について説明して、個別の販売について同意を得ます
- (2) 特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行います。
- (3) 特定介護予防福祉用具の機能・安全性・衛生状態等に関して点検を行います。
- (4) 利用者の身体の状態等に応じて調整を行うとともに、使用方法・留意事項等を記載した文書を交付して十分に説明し、必要に応じて、実際に使用させながら指導します。
- (5) 居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載されるようにします。

IV 特定（介護予防）福祉用具販売計画の作成

- (1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望と環境を踏まえて、福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した特定（介護予防）福祉用具販売計画を作成します。福祉用具貸与の利用があるときは、（介護予防）福祉用具貸与計画と一体のものとして作成します。
- (2) 既に居宅（介護予防）サービス計画が作成されている場合は、当該居宅（介護予防）サービス計画の内容に沿って作成します。
- (3) 特定（介護予防）福祉用具販売計画の内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ます。
- (4) 作成した特定（介護予防）福祉用具販売計画は、利用者に交付します。

○特定（介護予防）福祉用具販売計画は、5年間保存しなければなりません。

○様式については、事業者ごとに定めるもので差し支えありませんが、必ず次の事項の記載が必要となります。一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が提案する「ふくせん 福祉用具サービス計画書」等を適宜参考としてください。

〈必ず記載しなければならない事項〉

- ・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- ・福祉用具が必要な理由
- ・福祉用具の利用目標
- ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

※厚生労働省：平成24年3月16日事務連絡「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）」

V 福祉用具購入費の支給

介護保険法第44条第2項

居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

介護保険法施行規則第70条

居宅介護福祉用具購入費は、当該 居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。

(1) 保険給付について

在宅の要介護者・要支援者が、都道府県知事の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業所(以下、「事業者」という。)から特定福祉用具(入浴や排泄に用いる貸与になじまない福祉用具で厚生労働大臣が定めたもの)を購入したときに、市が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費(以下、「福祉用具購入費」という。)が支給されます。

(2) 保険給付額、支給限度基準額について

福祉用具購入費の支給額は、購入費から領収日時点の利用者負担の割合分(1～3割)を除いた金額ですが、同一年度内で利用できる総額に上限があります。これを支給限度基準額といいます。

支給限度基準額は、毎年4月から3月までの一年間(支給限度額管理期間)で10万円であり、保険給付の上限は支給限度基準額の9割(又は8割・7割)となります。

●同一種目についての複数回の支給の例外

本市では、原則として同じ種類の特定福祉用具(用途や機能が異なるものを除く)の購入は、支給の対象外としています。ただし、現存の用具の破損や介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情がある場合で、市が必要と認めるときは、同じ種類の購入であっても再び福祉用具購入費を支給します。

同一種目の再購入が必要な場合は、必ず販売前に市へご相談ください。

●保険料滞納者等の給付制限

保険料の滞納に伴う給付の一時差止、保険給付額からの滞納保険料分の控除、保険料未納期間に応じた保険給付率の引下げ(保険給付率9割又は8割→7割、7割→6割)は、福祉用具購入費についても適用されます。

(3) 福祉用具購入費支給申請書の提出

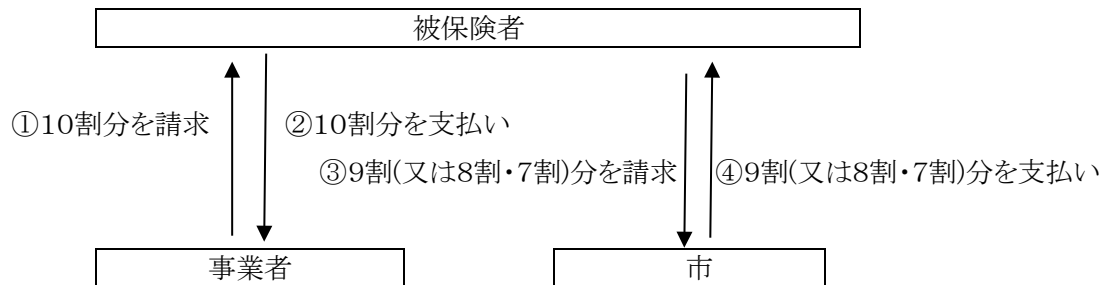
要介護又は要支援の認定を受けた被保険者（以下、「被保険者」という。）が福祉用具購入費の支給を受けようとするときは、次の書類を市の窓口に出します。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書 ※¹
 - ①' 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用） ※¹
 - ② 領収証
 - ③ パンフレット等、購入した用具の概要がわかるもの
 - ④ 医学的所見が記録された書面及び排泄予測機器確認調書 ※²
（各書類の注意点はP.25～P. 27参照）
- ※¹…償還払の場合は①を、受領委任払の場合は①'を使用してください。
※²…排泄予測支援機器を購入する場合には必要となります。

(4) 支払方法

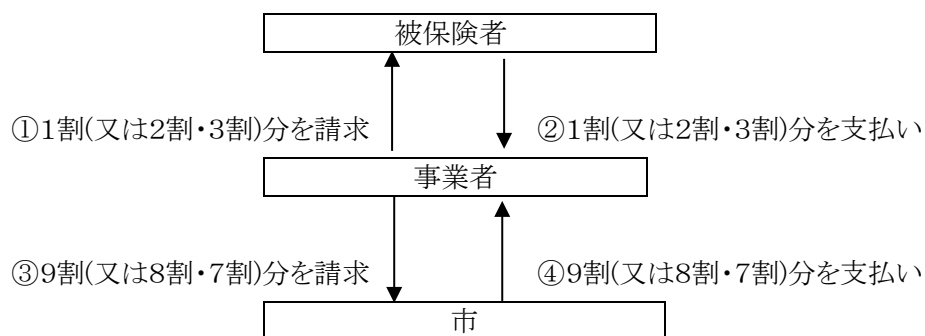
○償還払

償還払とは、福祉用具の購入時に被保険者が費用の全額を支払い、あとで市から保険給付分の払い戻しを受ける方法です。



○受領委任払

受領委任払とは、福祉用具の購入時に被保険者が費用の1割（又は2割・3割）のみを支払い、市が保険給付分の9割（又は8割・7割）を事業者に対して支払う方法です。あらかじめ被保険者と事業者との間で受領委任払の合意をする必要があります。



【留意事項】

- 本市では、給付制限のある方（P.24参照）は「受領委任払」での支払い方法は選択できません。
- 受領委任払での購入を選択した後、何らかの理由で保険請求ができない場合、費用については被保険者と事業者間で解決してください。

【保険請求ができない例】

- ・新規認定申請・区分変更申請中に購入したが、認定結果が非該当になってしまった場合
- ・入院中に在宅復帰を見込んで購入をしたが、退院できず福祉用具の利用がなかった場合

福祉用具購入費支給申請書類の注意点

※償還払と受領委任払で使用する申請書が異なります。

償 還 払 →介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書

受領委任払→介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)

※各種書類については、フリクションペン(消せるボールペン)の利用はできません。

① 福祉用具購入費支給申請書 もしくは 福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)

【被保険者氏名 被保険者番号 生年月日 住所 要介護度 認定有効期間欄】

- ・被保険者証で確認し、記入します。間違いや漏れのないよう記入します。
- ・住所欄は、申請日(市に申請書を提出する日)時点の住所で記入します。
- ・要介護度及び認定有効期間は、購入日時点の内容で記入します。

【福祉用具名(種目及び商品名)欄】

- ・種目及び商品名を正確に記入します。
- ・領収書が複数枚ある場合であっても、1枚の申請書で申請できます。

【購入金額(消費税込み)欄】

- ・購入した福祉用具の価格(10割)を消費税込みの金額で記入します。

【購入日欄】

- ・購入代金を支払った日(領収日)を記入します。
- ・領収日と納品日が異なる場合には、申請書の欄外余白に「納品日〇年〇月〇日」と記入します。

【福祉用具が必要な理由欄】

- ・本人のどのような状態(疾病名と症状など)から用具の購入が必要となったか、購入した用具によってどのように改善されるのか、また、厚生労働大臣が定める福祉用具の購入についての告示の用途に沿ったものであるかどうかについて、記入します。
- ・複数の用具を購入している場合には、それぞれの用具ごとに理由を記入します。
- ・同一種目を再購入する場合には、その理由を明記します。
- ・理由が欄内に書ききれない場合は、申請書の裏面又は別紙に記入します。その場合、どこに書かれているか欄内にわかるように記入します。 例)「別紙〇〇〇(書類名)記載のとおり」等
- ・購入時に入所・入院中の場合は、退所・退院して居宅で福祉用具を使用してからでないと申請できません。

【申請日欄】

- ・市に申請書類を提出する日を記入します。

【申請者欄】

(償還払の場合)

- ・申請者は、原則被保険者本人ですが、申請日において被保険者が死亡している場合は、相続人が申請者となります。

○被保険者死亡後の申請について

- 1 生前に被保険者本人が当該福祉用具を利用していることが給付条件です。
- 2 申請者は相続人になります。ただし、生前に作成した委任状がある場合には、申請者は受任者になります。
- 3 別途提出が必要な書類があります。
支給方法により異なりますので、詳細は市にご確認ください。

(受領委任払の場合)

- ・申請者は、被保険者から委任を受けた受領委任事業者です。事業所番号、所在地、事業者名、代表者氏名、代表電話番号を記入します。
可能であれば、担当者氏名、担当者電話番号を余白に記入してください。

【委任者欄】(受領委任払のみ)

- ・被保険者の氏名を記入します。

【委任状】(償還払のみ)

- ・被保険者以外に振り込む場合のみ別紙を用いて記入します。

【口座振込依頼欄】

(償還払の場合)

- ・被保険者の口座を記入します。ただし、委任状の添付がある場合は受任者の口座を記入します。

(受領委任払の場合)

- ・受領委任事業者の口座を記入します。

【訂正について】

- ・訂正する場合は、修正テープ及び修正液は使用しないでください。
- ・内容の同一性を失わない範囲の誤記、誤植又は脱字等については二重線で訂正をし、正しい内容を記入します。

(訂正の例)

立ち上がりと

福祉用具が 必要な理由	<u>加齢による筋力低下のため、排泄が不安定であり、失禁状態が続いているため、トイレポータブルトイレを購入することにより、排泄の自立と安全を確保し、失禁状態の改善を図る。</u>
----------------	--

※訂正前後の内容の同一性を確認できないときは、書類を再作成していただきます。

② 領収証 (申請者本人名義のもの)

- ・原本が必要です。領収証の返却が必要な場合は、原本とコピーの両方を窓口へ持参ください。原本を確認後、コピーを受領し、原本を返却します。
- ・訂正はできません。
- ・印紙が必要な場合は、貼付の上消印をお願いします。
- ・領収日は購入代金を受領した日になります。
- ・受領委任払の場合、利用者負担額の計算で1円未満の端数が出たときは、端数を切り上げます。

(例) 価格が14,875円の場合、利用者の1割負担は1,488円となります。
(14,875円×0.1=1,487.5円 ⇒ 1,488円)

③ パンフレット等、購入した用具の概要がわかるもの

- ・用具のカタログ等を添付します。(商品の写真、商品名、定価、寸法等が掲載されているもの)
- ・複数の商品が掲載されているカタログ等を添付する場合には、購入した用具がわかるようマーカ等で印を付けます。
- ・オーダー品(浴室すのこ等)を購入する場合、パンフレットのほか下記のものを添付してください。
 - 1) 製造事業者の見積書
 - 2) オーダー品の寸法等概要がわかるもの
 - 3) 設置前及び設置後の状況の分かる写真
- ・同一種目を再購入する場合、前回購入した用具の写真を添付します。破損による買替えの場合には、破損の状況がわかるよう撮影してください。
すでに処分し、写真を添付できない場合は、販売前に市へご相談ください。

④ 医学的所見が記録された書面及び排泄予測支援機器確認調書(排泄予測支援機器購入の場合)

排泄予測支援機器を購入する場合は、排泄予測支援機器確認調書及び下記の書類のいずれかを提出してください。

- 1) 介護認定審査における主治医の意見書
- 2) サービス担当者会議等における医師の所見
- 3) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- 4) 個別に取得した医師の診断書 等

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

フリガナ	マエノシ タロウ		保険者番号		102012	
被保険者氏名	前橋 太郎		被保険者番号		0001234567	
			個人番号			
生年月日	昭和元年 1月 1日		要介護度等		要介護3	
認定有効期間	令和6年 1月 1日 ~		令和7年 12月 31日			
住所	〒371-1234 前橋市大手町二丁目12番1号		購入日時点での介護度及び認定有効期間を記入してください。			
福祉用具名 (種目名及び商品名)	特定福祉用具販売 事業者指定番号	製造事業者名及び 販売事業者名	購入金額		購入日	
腰掛便座 ポータブルトイレ (TAISコード 12345 123456)	1234567890	(株) ××× (株) ○○○	30,000円		〇〇年〇〇月〇〇日	
入浴補助用具 浴槽台 (TAISコード 12345 123456)	1234567890	(株) △△△ (株) ○○○	20,000円		〇〇年〇〇月〇〇日	
複数購入する場合は、福祉用具が必要な理由をそれぞれ記入してください。		購入した福祉用具の価格（10割）を消費税込みで記入してください。		購入日＝領収日		
福祉用具が必要な理由	・加齢による筋力低下のため、立ち上がりと歩行が不安定であり、失禁状態が続いているため、ポータブルトイレを購入することにより、排泄の自立と安全を確保し、失禁状態の改善を図る。 ・自宅の浴槽が深く跨ぎ動作が困難なため、浴槽台を購入することにより、跨ぎ動作の負担を軽減し、安全に入浴できるようにする。					
(あて先) 前橋市長 前のとおり、関係書類を添えて居宅介護（予防）福祉用具購入費の支給を申請します。 〇〇年〇〇月〇〇日 提出日を記入 〒371-1234 住所 前橋市大手町二丁目12番1号 申請者 氏名 前橋 太郎 電話番号 027-000-0000 被保険者との関係 本人 個人番号 ※公金受取口座を利用する場合は記入ください。						
代理申請を行う 事業所情報	事業所名称	(株) ○○○				
	事業所種別	特定福祉用具販売事業所				
注意 ・この申請書の裏面に領収書、福祉用具のパンフレット等を添付してください。 ・「福祉用具が必要な理由」については、個々の福祉用具ごとに記載してください。 欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。 給付費を以下の口座に振り込んでください。						
受取口座	☐ 公金受取口座 公金受取通帳等 ☒ 振込口座を指定する 現在、「公金受取口座の登録」には対応していませんので、「振込口座を指定する」にチェックをして口座を記入してください。					
口座振込 依頼欄	介護 銀行	介護 本店	種目		口座番号	
	信用金庫	支店				
	農協	()				
	金融機関コード	店舗コード	1 普通		00000000	
	0000	000	2 当座預金			
ゆうちょ銀行		記号	番号			
フリガナ		マエノシ タロウ				
口座名義人		前橋 太郎				

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任）

記入例

フリガナ	マエノシ タロウ		保険者番号		102012								
被保険者氏名	前橋 太郎		被保険者番号		0001234567								
			個人番号										
生年月日	昭和元年 1月 1日				要介護度等		要介護3						
認定有効期間	令和6年 1月 1日 ~				令和7年 12月 31日								
住所	〒371-1234 前橋市大手町二丁目12番1号				購入日時点での介護度及び認定有効期間を記入してください。								
					電話番号 027-000-0000								
福祉用具名 (種目名及び商品名)		特定福祉用具販売 事業者指定番号		製造事業者名及び 販売事業者名		購入金額		購入日					
腰掛便座 ポータブルトイレ (TAISコード 12345 123456)		1234567890		(株) ××× (株) ○○○○		30,000円		〇〇年〇〇月〇〇日					
入浴補助用具 浴槽台 (TAISコード 12345 123456)		1234567890		(株) ××× (株) ○○○○		20,000円		〇〇年〇〇月〇〇日					
複数購入する場合は、福祉用具が必要 な理由をそれぞれ記入してください。		購入した福祉用具の価格（10割）を 消費税込みで記入してください。				購入日＝領収日 年 月 日							
福祉用具が 必要な理由		・加齢による筋力低下のため、立ち上がりや歩行が不安定であり、失禁状態が続いているため、ポータブルトイレを購入することにより、排泄の自立と安全を確保し、失禁状態の改善を図る。 ・自宅の浴槽が深く跨ぎ動作が困難なため、浴槽台を購入することにより、跨ぎ動作の負担を軽減し、安全に入浴できるようにする。											
(あて先) 前橋市長 前のとおり、関係書類を添えて 提出日を記入 具購入費の支給を申請します。 〇〇年〇〇月〇〇日 〒371-1234 所在地 前橋市〇〇町〇丁目〇〇番地 事業所番号 1234567890 申請者 (受領委任事業所) 事業所名 株式会社〇〇〇〇 電話番号 027-000-0000 代表者氏名 〇〇 〇〇													
上の事業所に居宅介護（予防）福祉用具購入費の請求及び受領を委任します。 被保険者氏名 前橋 太郎													
注意 ・この申請書の裏面に領収書、福祉用具のパンフレット等を添付してください。 ・「福祉用具が必要な理由」については、個々の福祉用具ごとに記載してください。 欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。 給付費を以下の口座に振り込んでください。													
口座振込 依頼欄	介護 銀行 信用金庫 農協 ()		介護 本店 支店 ()		種目		口座番号						
	金融機関コード		店舗コード		1 普通 2 当座預金 3 その他 ()		0 0 0 0 0 0 0						
	0 0 0 0		0 0 0										
	ゆうちょ銀行		記号		番号								
	フリガナ		カブシキガイシャ マルマルマル										
口座名義人		株式会社〇〇〇〇											

I 介護サービスQ&A 【「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A 厚生労働省】より一部抜粋

	項目	質問	回答
1094	腰掛け便座の給付対象範囲	(福祉用具)腰掛け便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。
1097	部品購入費	介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。
1098	福祉用具購入費の支給	福祉用具購入費の支給について、下のようなケースの限度額管理はいずれの年度において行われるか。 ①平成12年度に福祉用具の引渡を受け、平成13年度に代金を支払い保険給付を請求したケース ②平成12年度に福祉用具の引渡を受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成13年度に行ったケース	介護保険法第44条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日(代金を完済した日:実務的には領収証記載の日付)の属する年度において支給限度額を管理することとされている。 したがってケース①は平成13年度において、ケース②は平成12年度において、それぞれ限度額管理が行われる。 ※保険給付の請求権の消滅時効については、保険給付の請求権の発生時(代金を完済した日)の翌日を起算日とする。
1099	福祉用具専門相談員の資格要件について	平成27年4月から福祉用具専門相談員の要件が見直されることに伴う経過措置について、 ① 人員基準についても経過措置期間中は養成研修修了者の配置により満たされるということによいか。 ② 経過措置の適用は既に福祉用具専門相談員として従事している者のみ対象となるのか。	① 経過措置が適用される者についても、経過措置期間中は指定基準の福祉用具専門相談員の員数として計上が可能である。 ② 本令施行の際(平成27年4月1日)、現に養成研修修了者に該当していれば経過措置期間中において、福祉用具専門相談員として従事することが可能である。

巻 末 資 料

① 「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(抄) (平成12年 1 月 31 日 老企34号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知) 最新一部改正 令和6年3月15日	33
1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目	33
2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目	36
3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具について	38
② 複数の福祉用具を貸与する場合の運用について (老振発第 0327 第3号 平成 27 年 3 月 27 日 厚生労働省老健局振興課長)	39
③ 福祉用具貸与における踏み台付き手すりの取扱いの再確認について(事務連絡) (平成 29 年 3 月 15 日 前橋市)	41
④ 「介護保険福祉用具情報」の更新頻度の変更について (平成 30 年 1 月 15 日 公益財団法人テクノエイド協会)	42
⑤ 福祉用具貸与における「認知症老人徘徊感知機器」の取扱いの再確認について(事務連絡) (令和元年 12 月 2 日 前橋市)	44
⑥ 福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について	45
(令和3年3月5日 厚生労働省老健局 事務連絡)	
⑦ 標準化に伴う介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具費支給申請書の様式変更(別紙3)	46

参考：改正後全文（抄）

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（抄）

（平成 12 年 1 月 31 日老企 34 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

最新一部改正 令和 6 年 3 月 15 日

（別添）

第一 福祉用具

1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

（1）車いす

貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

① 自走用標準型車いす

日本産業規格(JIS)T9201:2006 のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

② 普通型電動車いす

日本産業規格(JIS)T9203:2010 のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。

なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

日本産業規格(JIS)T9201:2006 のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

また、日本産業規格(JIS)T9203:2010 のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

（2）車いす付属品

貸与告示第二項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に貸与されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

① クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

② 電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③ テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

(3) 特殊寝台

貸与告示第三項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

(4) 特殊寝台付属品

貸与告示第四項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

① サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

② マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

③ ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

④ テーブル

特殊寝台の上で 사용할 ことができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

⑤ スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

⑥ 介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。

ただし、購入告示第四項第七号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

(5) 床ずれ防止用具

貸与告示第五項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。
- ② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

(6) 体位変換器

貸与告示第六項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

(7) 手すり

貸与告示第七項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。

なお、前記(4)の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事(ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。)を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

- ① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
- ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

(8) スロープ

貸与告示第八項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

(9) 歩行器

貸与告示第九項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体状況等により異なるものでありその長さは問わない。

なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき

等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。

(10) 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

(11) 認知症老人徘徊感知機器

貸与告示第十一項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

(12) 移動用リフト(つり具の部分を除く。)

貸与告示第十二項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。

① 床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

② 固定式

居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

③ 据置式

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの（エレベーター及び階段昇降機は除く。）。

(13) 自動排泄処理装置

貸与告示第十三項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補

うものを含む。)

② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。

③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。

④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

(3) 排泄予測支援機器

購入告示第三項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

(4) 入浴補助用具

購入告示第四項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

① 入浴用いす

座面の高さが概ね三五センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。

② 浴槽用手すり

浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

③ 浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

④ 入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

⑤ 浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

⑥ 浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦ 入浴用介助ベルト

居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

(5) 簡易浴槽

購入告示第五項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(6) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

(7) スロープ

貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のもは除く。

(8) 歩行器

貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

(9) 歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチおよび多点杖に限る。

3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊関知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

第二 住宅改修

(以下略)

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）

複数の福祉用具を貸与する場合の運用について

第 119 回社会保障審議会介護給付費分科会による答申を受け、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。本取り扱いは、指定福祉用具貸与事業者や指定介護予防福祉用具貸与事業者が複数の福祉用具を貸与する場合に、指定福祉用具貸与事業者等の経営努力などの取り組みを柔軟に利用料に反映することで、適切な利用料によって利用者に対する福祉用具貸与がなされることを目的とするものである。

その運用方法については、下記のとおりとするので、各都道府県におかれては、管下の指定福祉用具貸与事業所等及び居宅介護支援事業所等に周知いただくと共に、事業者指定事務の取り扱いについてご配慮願いたい。

記

1. 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に 2 つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば 1 つの契約により 2 つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず 2 つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定することとなる。

2. 減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができることとする。

例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。

- ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

3. 減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者等は、既に届け出ている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）を設定することとする。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。

従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。

4. 減額の規定の整備

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）（以下、「指定基準」という。）等に規定するとおり運営規定等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。

指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規定を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となる。

5. 減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A（vol. 2）」（平成15年6月30日事務連絡）でお示ししている「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとする。

6. 利用者への説明

本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。

7. 居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有すること。

8. その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくようご留意願いたい。

前 介

平成29年 3月15日

前橋市地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
福祉用具貸与事業所

管理者各位

前橋市介護保険室長

福祉用具貸与における踏み台付き手すりの取扱いの再確認について（事務連絡）

平素より、本市の介護保険事業の運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、保険給付の対象とする福祉用具の判断について、公益財団法人日本テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム（T A I S）における貸与マークの表示の有無に準拠して判断を行っているところですが、踏み台付き手すりの取扱いについて特に問い合わせを多くいただくことから、取扱いに変更はありませんが、再度周知徹底するために下記のとおりご連絡いたします。

記

手すりに踏み台が一体となって付属している商品（セット品）は、保険給付の対象外とする。

〈理由〉国の解釈通知内の「複合的機能を有する福祉用具の取扱い」（平成12年1月31日老企第34号）において、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱うこととしているため。

踏み台は福祉用具貸与の種目に該当しない機能であるため、踏み台の部分を含めての保険請求はできません。

〈商品例〉○矢崎化工 あがりかまち用たちあふ ステップ台付

両手すり CKE-01 片手すり CKE-02

○タマツ ステップバー框03

○モルテン ルーツ あがりかまちタイプ 高さH型ステップ台付き

両手すり MNTPKH2SBR 片手すり MNTPKH1SBR

※ 踏み台部分については、自費やサービスにしている場合であっても、踏み台付きの品番で請求している場合には、踏み台を含めての請求とみなします。

なお、踏み台なしの手すりを介護保険を利用して貸与し、その手すりにオプション（介護保険外の自費）として取り外し可能な踏み台を取り付けることについては、利用者の選択の範囲内であると考えます。

問い合わせ先

前橋市 介護保険室 給付適正化係 担当：久保田・林
直通：027-898-6157 FAX：027-243-4027

この事務連絡は、前橋市所在の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所および平成29年2月審査分において請求実績のある群馬県内の福祉用具貸与事業所宛に送付しています。

事 務 連 絡

平成30年1月15日

都道府県・市（区）町村 担当者
福祉用具製造・輸入事業者
福祉用具貸与サービス事業者 等 各位

公益財団法人テクノエイド協会
事務局長 長 田 信 一

「介護保険福祉用具情報」の更新頻度の変更について

平素より、当協会の事業運営につきましては、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、平成30年4月より、「介護保険福祉用具情報」の更新頻度を現行の「年2回(6月・12月)」から、「原則、毎月1回」に変更することと致しました。

本情報は、当協会が運用する「福祉用具情報システム(TAIS)」にご登録を頂いている福祉用具のうち、当協会が設置した検討委員会にて、介護保険における保険給付の対象と考えられる用具を厚生労働省による告示及び解釈通知に基づき判断し、「貸与」又は「販売」のマークを表示しているものです。

福祉用具は、利用者の状態や使用環境等に応じて、適宜適切なものを選択することが安全で有用な利用に繋がりますが、その種類や機能は多岐にわたることから、散在する個別の福祉用具が保険給付の対象となるか、実務に携わる市町村や貸与サービス事業者等では、本情報を参考に給付の判断をしたり、仕入や製造の参考にしたりすることが多く、かねてより関係各方面から本情報の更新頻度の向上が求められておりました。

こうした現場の要望に応え、この度、当協会では、介護保険福祉用具情報の迅速な更新を行う体制を整備し、平成30年度より、原則、毎月1回更新することと致しました。

なお、関係者の皆様におかれましては、既にご承知のとおり、介護保険における福祉用具貸与価格の全国的な状況を把握するため、昨年11月の介護給付費請求分から、TAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載することが徹底されたところであります。

TAISコードを取得している福祉用具については、当該用具の仕様や構造、特徴等に関する詳細な情報を当協会ホームページから簡単に閲覧することができ、各種用具を比較検討する際や、市町村と事業者が情報を共有する際のツールとして活用されております。適切かつ効果的な福祉用具の利用に資する情報の一助として、引き続き本情報をご利用いただければ幸いに存じます。

【主な変更点等】

	これまで	平成30年4月以降
介護保険福祉用具情報検討委員会	年2回	年12回
情報登録の締め日	毎月20日 ※土日祝の場合、前倒し	毎月10日 ※土日祝の場合、前倒し
検討委員会の開催日	6月、12月	原則、毎月25日
情報の更新日	審査月の翌月 (年2回更新)	審査月の翌月 原則、毎月1日 (毎月更新)

※ 当面は上記のとおり行うことと致しますが、今後、状況等の変化により変更する場合もあります。

※ また、平成29年度の取扱いについて、平成30年3月1日までにご登録いただいた福祉用具（2月20日までに書類提出したもの）については、3月中に審査を行い速やかに情報提供することと致します。

【本件に関する問合せ】

公益財団法人テクノエイド協会

企画部 伊東由恵・下萩原まゆみ・五島清国

162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階

電話 03-3266-6883

前 介
令和元年 1 2 月 2 日

居宅介護支援事業所 管理者 様
福祉用具貸与事業所 管理者 様

前橋市長 山 本 龍
(公印省略)

福祉用具貸与における「認知症老人徘徊感知機器」の
取扱いの再確認について（事務連絡）

平素より、介護保険の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、本市の介護給付適正化事業の一環として、「重度寝たきり状態（認定調査票の結果から寝返り、起き上がり、立ち上がり、両足立位、歩行のすべてが「できない」状態）の被保険者へ徘徊感知機器が貸与されている」請求について調査を実施しました。この調査の中で、「認知症老人徘徊感知機器」が保険給付の定義から外れた使い方で貸与され、保険請求されている事例がありました。つきましては、「認知症老人徘徊感知機器」について、今までとの取扱いから変更はありませんが、再度周知徹底するために下記のとおりご連絡いたします。（福祉部 介護保険課 給付適正化係）

記

1 「認知症老人徘徊感知機器」の定義

貸与告示第 11 項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

2 定義から外れた使い方の例

- ・ベッドから落ちてしまうことがあり、転落防止のために使用している
- ・就寝時、下半身を動かしベッドからずり落ちてしまう事があり、転落予防のため使用している。

3 留意事項

「認知症老人徘徊感知機器」は、「徘徊の防止」が目的であり、転落を防止するものではありません。「転落を感知し通報するため」の利用である場合には、保険請求はできません。その場合、自費で利用していただくか、施設入所者の場合は施設負担で用意していただくことになります。ポイントは、利用者が自ら動き出して徘徊する可能性があるのかどうかということになります。徘徊感知機器をご利用の場合は、再度、保険給付の定義から外れた利用になっていないかご確認をお願いいたします。

4 問合せ先

〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号
前橋市役所 介護保険課 給付適正化係（1 階 1 2 番窓口）
TEL：027-898-6157（直通）
担当：船津・千葉

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 5 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険の福祉用具を安全に利用するためには、事故防止に取り組むことが重要であり、これまで消費者庁から報告された福祉用具に関する重大事故の注意喚起を行ってきたところです。

また、令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告において、「福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、市町村等においてどのような内容の情報が収集されているのか実態把握を行うとともに、関係省庁及び関係団体と連携しつつ、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化の取組を踏まえながら、更なる効果的な取組について、今後検討していくべきである。」とされたところです。

今後、福祉用具の事故等に関する取組について検討を進めていくこととなりますが、引き続き、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時情報提供を行っていきますので、都道府県、指定都市及び中核市の担当課室におかれましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応願います。

（参考）

以下のリンク先に掲載されている消費生活用製品の重大製品事故情報のうち、福祉用具に係る事故について情報提供を行います。

掲載先（消費者庁ホームページ）

<https://www.caa.go.jp/notice/release/2020/>

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和6年11月27日

特定福祉用具販売事業者 様

前橋市 福祉部 介護保険課長

国が進める「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」に伴う介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書の様式変更について（通知）

標題のとおり介護保険システムの標準化に伴い、令和6年12月9日より下記の様式が変更となります。内容をご確認の上、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

1 変更のある様式

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- (2) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）

2 変更点

- (1) 各申請書のレイアウトが変わりました。令和6年12月9日から公開されるホームページ上の記入例を参考にしてください。
- (2) 個人の償還払の「受取口座」欄に「公金受取口座を利用する」欄がありますが、現在、公金受取口座の登録には対応しておりませんので「口座振込依頼欄」に申請者の口座を記入してください。

3 その他

- ・使用場面は従来通りです。
- ・既に作成済み等の旧様式でも当分、受付可能としますので、順次、新しい様式に切り替えてください。

4 様式ダウンロードについて

前橋市ホームページの下記アドレスに令和6年12月9日から掲載します。必要に応じてダウンロードしてご使用ください。

【前橋市ホームページアドレス】

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/shinseisho/11112/7616.html>

または、「前橋市」で検索し、

ホーム＞組織から探す＞福祉部＞介護保険課＞申請書ダウンロード＞給付関係＞福

社用具購入費の支給申請からご使用ください。

問い合わせ先

前橋市 介護保険課 給付適正化係 担当：小暮

直通：027-898-6157